

労働安全衛生法が改正されました

～健康管理部門様向け ストレスチェックご提案～

ストレスチェックサービス



株式会社FCCテクノ

～メンタルヘルスに関する企業の対策～

企業にとって、メンタルヘルス上の理由による休職者にかかる労働コストの損失、労災による企業イメージダウンなど、メンタルヘルス対策が大きな課題となっています。

また、国の取り組みとして、労働者のメンタルヘルス不調の予防を目的とした「労働安全衛生法の一部を改正する法案」が、可決・成立（2014年6月19日）。これにより、50名以上の事業場にストレスチェックが義務付けられます。

○常時使用する労働者に対して、医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが労働者50人以上を使用する事業者の義務となります。

（労働者数50人未満の事業場は努力義務）

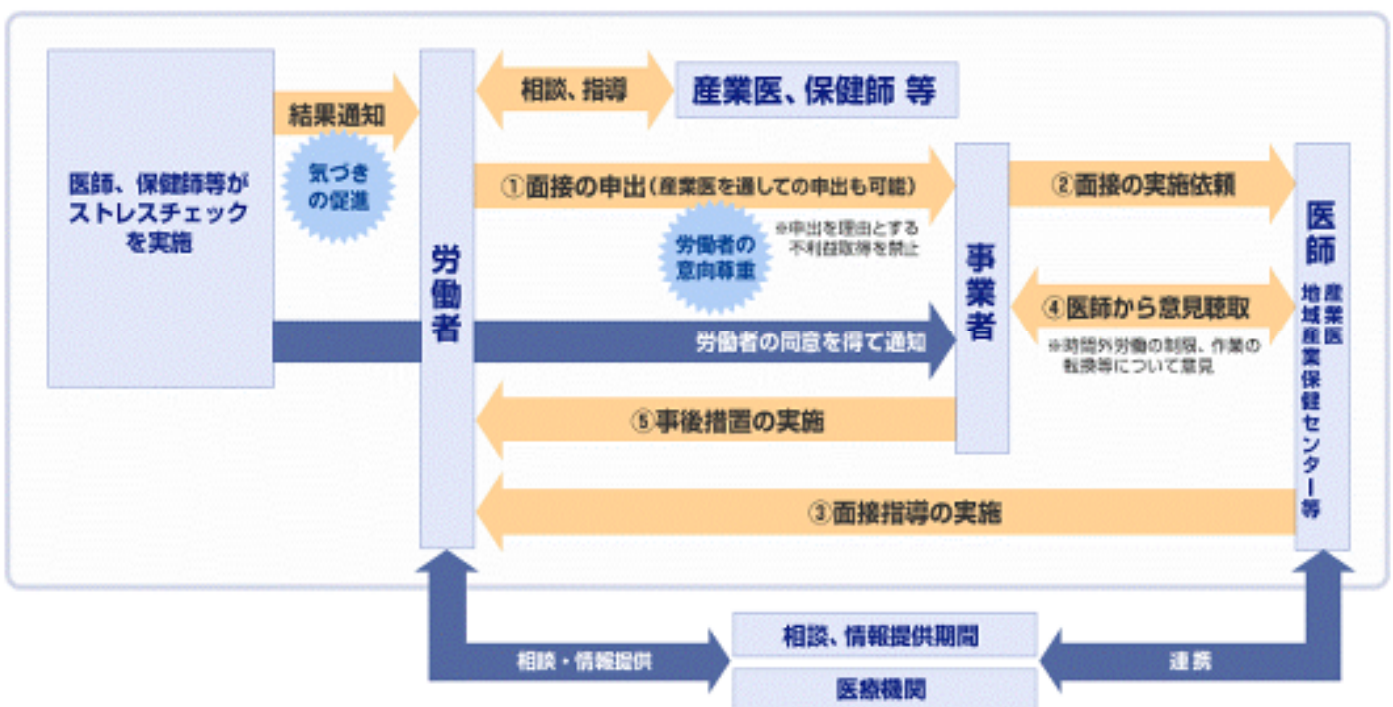
○検査は、医師・保健師等が実施し、実施結果は検査を実施した医師・保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止されます。

○検査の結果は、一定の要件（高ストレスと判定された者など）に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱は禁止されます。

○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置（労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置）を講じることが事業者の義務となります。

ストレスチェック制度の概要

■ストレスチェック制度の流れ

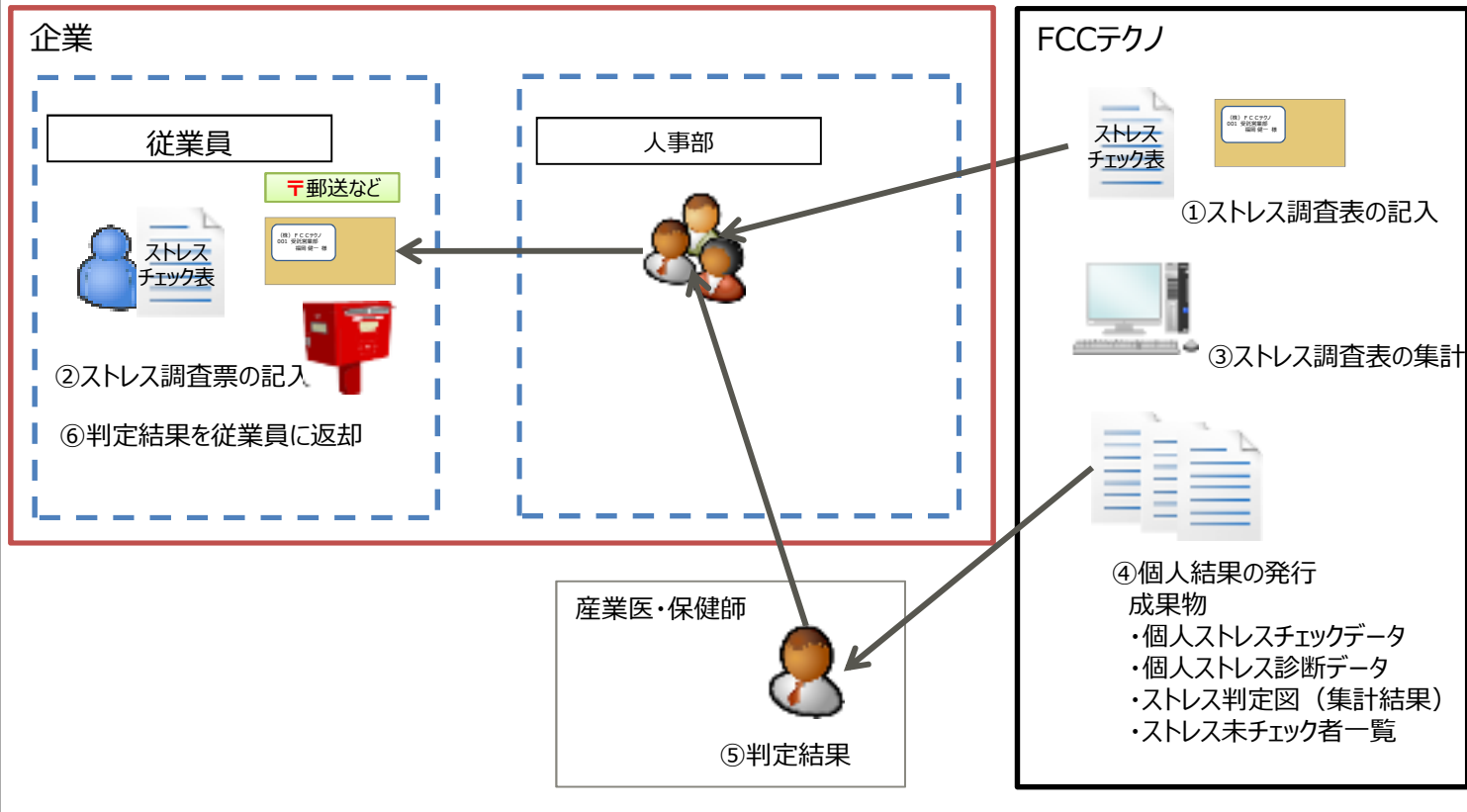


労働者自身のストレスの状況についての気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止

サービス概要

【サービスの特徴】

- ・ストレスチェック票のデータ入力、判定結果の印刷、用紙折り作業、封入封緘作業の大量処理を短時間で実現します。
- ・個人への判定結果通知書は、窓開封筒で部署別に仕分けし、産業保険スタッフ（産業医・保健師等）にお届け致します。
- ・産業保健スタッフは、個人へのケアや職場環境などの改善指導、提案にタイムリーに取り組むことができます。
- ・ストレスチェックの業務をアウトソーシングすることで、法令で定められた個人の機密情報を厳守することができます。



サービス料金モデル

お客様の御要望に合わせてお見積り致します。
詳しくは info@fcctech.co.jp までご連絡下さい。

■ 成果物



FCCテクノはコンピュータの総合サポートセンターとして、お客様のコンピュータ利用に対する様々なニーズに応えてきた会社です。昭和37年の創業以来、地域の情報化推進の担い手として、特定のメーカー・機種にとらわれず、アウトソーシングを柱に事業を展開し、お客様の大切な個人情報を取り扱ってまいりました。

担当



受託営業部 窓口担当：田川、西川
〒815-8533

福岡市南区高宮一丁目1番20号（電算ビル）

TEL (092)521-8271